# 第4期幸区区民会議第8回専門部会(暮らしの安全部会)

日時 平成25年8月7日(水)午後6時30分から 場所 幸区役所5階第3会議室

## 開会

## 議題

1 マイ防災マップづくりワークショップ実施内容の確認について

- 2 自転車ルールの順守に関する取組の検討について
- 3 その他

#### 閉会

#### ≪配布資料≫

資料 1 マイ防災マップづくりワークショップ実施概要

資料2 マイ防災マップづくりワークショップ次第

資料3 自転車ルールの順守に関する取組について

資料3-2 啓発する自転車に関するルールについて

資料4 第4期幸区区民会議平成25年度スケジュール

資料5 「第4期幸区区民会議」スケジュール(案)(平成25年8月7日現在)

# マイ防災マップづくりワークショップ実施概要

## 1 マップの作成目的

中学生が発災時の避難所、自宅等への安全な場所への道順や、要支援者が所在する施設など地域の状況を把握するとともに、家庭での情報共有と防災への意識高揚を目的としてマイ防災マップづくりを行う。

## 2 実施概要

| 日時        | 8月28日(水)10時35分~12時35分 ※委員は10時10分正門前集合 |
|-----------|---------------------------------------|
|           | 雨天決行、台風など荒天時は区民会議委員と関係機関にて別途開催        |
| 対象        | 日吉中学校3年生(DIG経験者)の北加瀬1丁目に居住する24名       |
| まち歩き実施エリア | 北加瀬1丁目地区                              |

## 3 当日の流れ

## ①説明(5分)

当日の流れ、まち歩き時の注意事項(チェックするポイントや、担当決めなど)説明

【分担する役割(6人班)】

- ・安全な場所をチェックする人、地図に書き込む人(1名ずつ)
- ・危険箇所をチェックする人、地図に書き込む人(1名ずつ)
- ・災害時役に立つ場所・支援が必要な場所をチェックする人、地図に書き込む人(1名ずつ)
- •発表者

#### ②まち歩き(45分)

〇北加瀬1丁目地区の2ルート(日吉中学校から日吉合同庁舎に向かって歩くルート)



○4グループ程度に分かれる(1グループあたり概ね6人)

ルート①②それぞれ2グループずつ

〇グループ内で落とし込む内容ごとにチェックする項目を分担し役割を決める

## 【地図に落とし込む情報】

(例)

- •避難所
- ・広場(駐車場、公園、空き地など)
- ·公共施設(役所、学校)
- 〇自宅・・・・・・・・・・・・白シール
- ○危険な場所・・・・・・・・・・・赤シール(例)
  - ・崩れる危険性の高そうなブロック塀
  - ・落下しそうな看板
  - ・固定されていない自動販売機
  - •急傾斜地
- 〇災害時役に立つ場所・・・・・・・緑シール

(例)

- •消火栓、消火器
- ・井戸や公共の水道
- •公衆電話
- ・公衆トイレ
- ○支援が必要な施設・・・・・・・・・・黄色シール

(例)

- •保育園
- ・特別養護老人ホーム

#### ③マップづくり(55分)

- ○グループごとに、各自が1枚の地図にまとめていく
- 〇会場は日吉合同庁舎
- 〇必要な道具
  - ・白地図(A3、長期間保管に耐えられる)各自がまち歩き用、清書用に1枚ずつ
  - ・ラベルシール
  - •付箋紙
  - ・マジック

#### 4 生徒による発表(10分)

各グループの代表者が発表

#### ⑤区民会議委員による講評(5分)

代表者1名による講評

# 4 役割分担

| 役割         | 委員名       |  |
|------------|-----------|--|
| 最初に説明をする委員 |           |  |
| 最後に講評をする委員 |           |  |
| まち歩き・マイ防災  | 初に説明をする委員 |  |
|            |           |  |
| 1班         |           |  |
|            |           |  |
|            |           |  |
| 2班         |           |  |
|            |           |  |
|            |           |  |
| 3班         |           |  |
|            |           |  |
|            |           |  |
| 4班         |           |  |
|            |           |  |

# マイ防災マップづくりワークショップ 次第

平成25年8月28日(水) 10時35分~12時35分

- 1 説明 [5分]
- 2 まち歩き【45分】
- 3 マップづくり【55分】
- 4 代表者による発表 【10分】
- 5 区民会議委員による講評【5分】

| <u>役割分担</u>             |    |
|-------------------------|----|
| ○安全な場所                  |    |
| ・チェックする人 <u>(</u>       | )_ |
| ・地図に書き込む人 <u>(</u>      | )_ |
| ○危険箇所                   |    |
| ・チェックする人 <u>(</u>       | )_ |
| ・地図に書き込む人 <u>(</u>      | )_ |
| ○災害時役に立つと考えられる場所        |    |
| ・チェックする人 <u>(</u>       | )_ |
| ・地図に書き込む人 <u>(</u>      | )_ |
| ○ <b>発表者</b> <u>(</u> ) |    |

# 自転車ルールの順守に関する取組について

# 1 実施する取組

## ①リレーカーニバルでの啓発活動

- ・平成 25 年 10 月 6 日(日)に開催されるリレーカーニバルにて、スタントマンによるパフォーマンスで、スケアード・ストレート方式で交通安全教室を実施する。
- ・実施においては、区役所や交通安全対策協議会等と連携し、参加者に事故の恐怖や、自転車ルール順守 の大切さを知ってもらうことを目的とする。

#### 【実施概要】

日時 平成25年10月6日(日)12 時頃から40 分間程度

場所 塚越中学校グラウンド

対象 リレーカーニバル参加者

## ②ポスター作成による啓発

・川崎フロンターレ・幸アシストクラブと連携した自転車ルールに関するポスターを作成する。作成したポスターは、自転車販売店、携帯電話販売店、地域の掲示板などで掲示する。

## 2 検討内容

・自転車のルールについて、区民会議として特に訴えていくルール(周知するべきルール)を何にするか。

⇒「資料3—2」参照

# 3 その他の取組案

| 取組案           | 現状及び今後の調整事項                              |
|---------------|--|
| 中・高等学校での交通安全  | ・現在、区では区内全小学校3年生と参加した保護者を対象に交通安全教室       |
| 教室の開催         | を開催している。                                 |
|               | ・今後、受講対象者の拡大に向け、検討を進めていく。                |
| 交通安全教室受講証明証   | ・現在実施している交通安全教室の受講修了者に対し、交通安全教室受講        |
| の交付           | 証明証を配布する。                                |
| 防災無線を活用した啓発活  | 〇現在、防災無線で流している情報                         |
| 動             | 【有事】                                     |
|               | ・津波や避難勧告などの危機管理情報                        |
|               | 【平時】                                     |
|               | ・毎月15日の市民地震防災デーの周知                       |
|               | ・オレオレ詐欺、振り込め詐欺の啓発や、行方不明者の連絡など警察から依       |
|               | 頼があった件                                   |
|               | ・行政情報 など                                 |
|               |  |
| 区の公用車を活用した啓発  | ・区の公用車を活用した啓発について、関係課と調整中                |
| 活動            | ・公用車使用での移動時の広報については、あくまでも移動中の広報となっ  <br> |
|               | てしまうため、車の速度が速く、内容を聞き終わる前に車が通り過ぎてしま  <br> |
|               | う可能性が高い。                                 |
| 清掃車の放送を活用した啓  | ・普通ごみ収集車についてはメロディだけの放送                   |
| 発活動           | ・業者に委託して回収しているミックスペーパー・プラスチック製容器包装の      |
|               | 回収車については、「今日はミックス~の収集日です」やごみの出し方の放       |
|               | 送のみを実施している状況である。                         |
| 大規模イベントでの啓発活動 | 幸区民祭、日吉まつり等でパネル展示を実施するなどが想定される。          |

# 啓発する自転車に関するルールについて

# 1 自転車安全利用五則について

- ※自転車安全利用五則は、平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部で決定されたものです。
  - ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - ②車道は左側を通行
  - ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

|      |                            | 1       |
|------|----------------------------|---------|
| 項目   | 内容                         | 罰則      |
| 車道の  | 自転車は車両の一種のため、歩道と車道の区別のあ    | 3月以下の懲役 |
| 左側通行 | る道路では原則、車道の左側を通行しなければならない  | 又は5万円以下 |
|      | ※歩道を通行できる場合                | の罰金     |
|      | ・標識により自転車の歩道通行を許可しているとき    |         |
|      | ・13歳未満のこども、70歳以上の身体の不自由な人が |         |
|      | 運転するとき                     |         |
|      | ・歩道通行することがやむをえないとき(道路工事や連続 |         |
|      | した駐車車両などがある場合、自動車の通行量が多    |         |
|      | いかつ、車道の復員が狭い場合)            |         |

# 4安全ルールを守る

| 項目   | 内容                        | 罰則       |
|------|---------------------------|----------|
| 飲酒運転 | 酒気を帯びて自転車を運転してはならない。また、酒  | 5年以下の懲役  |
|      | 気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行 | 又は100万円以 |
|      | うおそれがある者に酒類を提供してはならない。    | 下の罰金     |
| 2人乗り | 自転車の2人乗りは原則禁止。            | 5万円以下の罰  |
|      | ※例外的に認められる場合              | 金等       |
|      | ・幼児用座席に幼児を1人乗車させ、16歳以上の者が |          |
|      | 運転する場合                    |          |
|      | ・幼児1人をひも等で確実に背負って16歳以上の者が |          |
|      | 運転する場合                    |          |
|      | ・幼児用座席に幼児を1人乗車させ、幼児1人をひも等 |          |
|      | で確実に背負って、16歳以上の者が運転する場合   |          |
|      | ・幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に幼児2人を乗  |          |
|      | 車させ、16歳以上の者が運転する場合        |          |

| 並進    | 道路標識により認められている場合を除き、他の自転  | 2万円以下の罰 |
|-------|---------------------------|---------|
|       | 車と並進してはならない。              | 金又は科料   |
| 夜間のラ  | 夜間(日没時から日出時)はライトを点灯しなければな | 5万円以下の罰 |
| イトの点灯 | らない。                      | 金       |
| 標識や   | 自転車は車両の一種のため、道路交通法に定められ   | 3月以下の懲役 |
| 信号    | ている標識や信号を守らなければならない。      | 又は5万円以下 |
|       |                           | の罰金等    |
| 信号機の  | 一時停止の表示がない交差点でも、状況に応じて他   | 3月以下の懲役 |
| ない交差  | の車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で | 又は5万円以下 |
| 点の通行  | 進行しなければならない。              | の罰金等    |
| 方法    |                           |         |
| 一時停止  | 一時停止の標識がある時は、自転車も一時停止しなけ  | 3月以下の懲役 |
|       | ればならない。                   | 又は5万円以下 |
|       |                           | の罰金等    |

# ⑤子どもはヘルメットを着用

| 項目    | 内容                         | 罰則 |
|-------|----------------------------|----|
| 子どもの  | 児童・幼児を保護する責任のある者は、児童・幼児を   | なし |
| ヘルメット | 自転車に乗車させる時はヘルメットをかぶらせるよう努め |    |
| の着用   | なければならない。                  |    |

# 2 その他の自転車に関するルールについて

| 項目      | 内容                      | 罰則       |
|---------|-------------------------|----------|
| 片手運転    | 傘を差したり、物を担いだりすること等による片  | 3月以下の懲役又 |
|         | 手での運転は、不安定な運転となるため禁止。   | は5万円以下の罰 |
|         |                         | 金等       |
| 運転中の携帯  | 運転中の携帯電話の使用は注意力の欠如や、    | 5万円以下の罰金 |
| 電話の使用   | ハンドル・ブレーキ操作などの安定性を損なうおそ |          |
|         | れがあり、違反すると5万円以下の罰金。※神奈  |          |
|         | 川県道路交通法施行細則の改正により(平成23  |          |
|         | 年5月1日施行)                |          |
| 運転中のイヤ  | イヤホンなどで音楽を聞きながらの運転は、注   | 5万円以下の罰金 |
| ホン等の使用  | 意力の欠如や、周りの音や声が聞こえず、安全運  |          |
|         | 転に支障をきたすことがあるため、違反すると5万 |          |
|         | 円以下の罰金。※神奈川県道路交通法施行細    |          |
|         | 則の改正により(平成23年5月1日施行)    |          |
| ブレーキの備え | 前輪及び後輪にブレーキを備え付けていない自   | 5万円以下の罰金 |
| 付け      | 転車を運転してはならない。           |          |

# 3 TSマークについて

自転車のTSマークは、道路交通法令に定められた大きさ、構造、性能等の基準に適合した安全な普通自転車であることの証しで、自賠責保険と傷害保険がセットになった1年間の付帯保険がついています。

TSマークは、Traffic Safety (交通安全)を意味しており、自転車安全整備士のいる自転車店(自転車安全整備士店)で、安全点検・定期点検を実施したあとに、貼ってもらえます。(※有料)



| TSマーク種別 | 施養責任 傷害保險付<br>(点院日少) 1年版次的<br>自転車安全整備士<br>30897028                             | 第  |
|---------|--|--|
| 損害保険    | <ul><li>○入院 15 日以上 (一律) 1 万円</li><li>○死亡・重度後遺障害 (1 ~ 4 級) (一律) 30 万円</li></ul> | <ul><li>○入院 15 日以上 (一律) 10 万円</li><li>○死亡・重度後遺障害 (1 ~ 4 級) (一律) 100 万円</li></ul> |
| 任賠保債    | ○死亡・重度後遺障害(1 ~ 7 級)<br>(限度額)1,000 万円   | <ul><li>○死亡・重度後遺障害 (1~7級)</li><li>(限度額) 2,000万円</li></ul>                        |

# 資料4

# 第4期幸区区民会議 平成25年度スケジュール

# 平成25年8月7日現在

| 月   | В          | 曜日 | 全体会議      | 企画運営部会 | 【暮らしの安全部会】            | 【みんなで見守りたい】 |
|-----|------------|----|-----------|--------|-----------------------|-------------|
| 4月  | 19日        | 金  |           |        | 第6回                   |             |
|     | 22日        | A  |           |        |                       | 第6回         |
| 5月  | 27日        | A  |           |        | 第7回                   |             |
|     | 29日        | 水  |           |        |                       | 第7回         |
| 6月  | 24日        | A  |           | 第3回    |                       |             |
| 7月  | 88         | 月  | 第4回       |        |                       |             |
| 8月  | <b>7</b> B | 水  |           |        | 第8回                   |             |
|     | <b>9</b> B | 金  |           |        |                       | 第8回         |
|     | 28日        | 水  |           |        | マイ防災マップづくり<br>ワークショップ |             |
| 9月  | 20日        | 金  |           |        | 第9回                   |             |
|     | 25日        | 水  |           |        |                       | 第9回         |
| 10月 | 6日         | В  |           |        | スケアード・ストレート           |             |
|     | 30日        | 水  |           |        |                       | 第10回        |
| 11月 | 18         | 金  |           |        | 第10回                  |             |
| 12月 | 118        | 水  |           |        |                       | 第11回        |
|     | 13日        | 金  |           |        | 第11回                  |             |
| 1月  | 20日        | A  |           | 第4回    |                       |             |
| 2月  | 3日         | A  | 第5回       |        |                       |             |
| 2月  | 178        | A  |           | 第5回    |                       |             |
| 3月  | 16日        | В  | 区民会議フォーラム |        |                       |             |

<sup>※</sup>現時点での開催スケジュールです。

# ●「第4期幸区区民会議」スケジュール(案)(平成25年8月7日現在)

資料5

|                    |      | 平 成           |       |         |     |         |       |      |    |     |     |                | 24   |                          | 丘       | Ę | 度           |         |                    |       |                 |   |      | 平                          |             | 成                          |             | 25 | 5       |                    | 年                   |          | 度 |  |  |  | 平成<br>26年度 |
|--------------------|------|---------------|-------|---------|-----|---------|-------|------|----|-----|-----|----------------|------|--------------------------|---------|---|-------------|---------|--------------------|-------|-----------------|---|------|----------------------------|-------------|----------------------------|-------------|----|---------|--------------------|---------------------|----------|---|--|--|--|------------|
|                    | 7 月  |               | 8 月   | 9       | 月   | 10      | 月     | 11 月 | 12 | 月   | 1 F | 1              | 2 月  | 3 月                      | 4 月     | 5 | 5 月         | 6 月     | 7 月                |       | 8 月             | 9 | 月    | 10 月                       | 1           | 1 月                        | 12          | 月  | 1 月     | 2 月                | 3 月                 | 4~6月     |   |  |  |  |            |
| ■全体会議              | Au'. | /2B<br>第<br>1 |       |         |     |         |       | 第2回  |    |     |     |                |      | 3/18 第3回                 |         |   |             |         | 7/8<br>第<br>4<br>回 |       |                 |   |      |                            |             |                            |             |    |         | 2/3<br>第<br>5<br>回 | 3/16<br>「<br>第<br>4 |          |   |  |  |  |            |
| ■ 企画運営部会           |      |               |       |         |     |         | 9 第1回 |      |    |     |     |                |      | 3/11<br>第 <sub>2</sub> 回 |         |   |             | 6/2 第3回 |                    |       |                 |   |      |                            |             |                            |             |    | 1// 第4回 |                    | 期区民会                | 「報告書     |   |  |  |  |            |
| ■専門部会<br>暮らしの安全部会  |      |               |       | 9/3 第1回 | 第2回 | 6       |       |      |    | 第3回 |     | /23<br>第4<br>回 | 2/15 |                          | 4/1 第6回 | 9 | 5/27<br>第7回 | 今 E     | 日の会議               | 8 第8回 | /7 8 日吉中ワークショップ |   | 第9回  | 0 リンーカーニベレごり /6 スケアードストレート | 11/ 第10回    | $\setminus \mid \mid \mid$ | 12/1 第 11 回 | 13 |         |                    | 議 フォーラム」            | しのとりまと   |   |  |  |  |            |
| ■専門部会<br>みんなで見守りたい |      |               | 8/第1回 |         |     | 0/3 第2回 |       |      |    | 第3回 |     | 2              | 第4日日 | 1                        | 4/2 第6回 |   | 5/29<br>第7回 |         |                    |       | 8/2 第8回         |   | 9/25 | 5 10 g                     | 0/30<br>(C) |                            | 12/1 第11回   | .1 |         |                    | 一の開催                | <b>め</b> |   |  |  |  |            |